

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

◇規 則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県輸出振興資金貸付規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

◇公安規則
警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

規 則

保健婦、助産婦、看護婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号を次のように改める。

二 県内において、又は県外の次に掲げる施設において看護職員の業務に従事しているとき。

イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する

児童福祉施設のうち重症心身障害児施設

ロ 児童福祉法第二十七条第二項に規定する厚生大臣が指定する国立

療養所

ハ 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十八条に規定する精神薄弱者援護施設のうち国立コロニー

第十七条第一項第七号中「県内において」の下に「、又は県外の第十三

条第二号イからハまでに掲げる施設において」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十七号

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「年二・五パーセント以内」を「年五パーセント以内」に改める。

第五条第四号中「年八・五パーセント以内」を「年九・五パーセント以内」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

鳥取県輸出振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

鳥取県輸出振興資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県輸出振興資金貸付規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「年二・五パーセント以内」を「年五パーセント以内」に改める。

第五条第四号中「年七・二五パーセント以内」を「年八・五パーセント以内」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十九号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則（昭和四十七年十月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「年五・七パーセント」を「年六パーセント」に、「こえる」を「超える」に改める。

別表第二中

倉庫、自動車車庫又は工場	住宅又は店舗			
	木造	ブロック造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
一平方メートル当たり 三八、〇〇〇円	一平方メートル当たり 四五、〇〇〇円	一平方メートル当たり 四四、〇〇〇円	一平方メートル当たり 四九、〇〇〇円	一平方メートル当たり 五九、〇〇〇円

倉庫、自動車車庫又は工場	住宅又は店舗			
	木造	ブロック造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
一平方メートル当たり 五六、〇〇〇円	一平方メートル当たり 六六、〇〇〇円	一平方メートル当たり 六五、〇〇〇円	一平方メートル当たり 七一、〇〇〇円	一平方メートル当たり 九〇、〇〇〇円

設備工事(店舗又は
場合に限り。)
一平方メートル当たり
八、〇〇〇円

冷暖房設備工事(店舗
工場の場合に限り。)
を

に、
冷暖房
工場の

又は
一平方メートル当たり
一二、〇〇〇円

容量一トン当たり
三五〇、〇〇〇円
、
ベーター一基当たり
、〇〇〇、〇〇〇円

たり
〇〇〇円
当たり
〇〇〇円

に改める。

附則
この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

屋上水槽設置工事	エレベーター設置工事(階数が三以上の店舗、倉庫又は工場に設置する場合に限る。)	エレ	水槽
		五	

屋上水槽設置工事	エレベーター設置工事(階数が三以上の店舗、倉庫又は工場に設置する場合に限る。)	水槽容量一トン当 四六〇、	エレベーター一基 五、二四〇、
----------	---	------------------	--------------------

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中

建築課

鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡に所在する県営住宅の使用料の収納に関する事務

を
建築課

鳥取市に所在する県営住宅の使用料の収納に関する事務

に改める。

別表第一の二の表中

福祉事務所

母子福祉資金の償還金、福祉生奨学金の償還金及び児童措置費の負担金の一部の収納に関する事務

を
福祉事務所

生活保護費の返還金、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び福祉生奨学金の償還金並びに児童措置費の負担金の一部の収納に関する事務

に、
境水産高等
学校

漁獲物の売払いに係る歳入金の収納に関する事務

を

境水産高等
学校

漁獲物の売払いの収納に関する事務

係る歳入金の一部に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第二号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 定 員 配 置 表

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

職員別 課署別	警 察 官						一般職員
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計	
秘書課	1	1				2	15
会計課	1					1	17
警務課	3	3	16	15		37	22
教養課	1	2	1	1		5	5
厚生課		1				1	7
監察官	1	1				2	
捜査第一課	2	3	4	6		15	6
捜査第二課	1	3	4	6		14	2
防犯課	1	2	3	2		8	7
鑑識課	1	2	1			4	18
警備課	1	5	8	14		28	4
外勤課	2	2	6	13	39	62	2
機動隊	1	1	1	2	14	19	
交通企画課	2	2	2	1		7	5
交通指導課	1	4	3	7	28	43	1
運転免許課	2	1	3	3	1	10	28
警察学校	1	2	3	1	40	47	6
小 計	22	35	55	71	122	305	145
岩美署	1	1	2	6	13	23	3
鳥取署	1	5	15	39	89	149	15
郡家署	1	2	4	12	25	44	7
智頭署	1	1	2	6	13	23	3
浜村署	1	1	3	7	15	27	3
倉吉署	2	5	9	24	56	96	15
八橋署	1	1	4	8	22	36	5
米子署	1	5	15	39	98	158	22
境港署	1	4	6	12	25	48	10
溝口署	1	1	2	6	12	22	3
黒坂署	1	1	2	6	14	24	3
小 計	12	27	64	165	382	650	89
合 計	34	62	119	236	504	955	234